

市民の皆様へ 市内消費拡大のお願い

10月23日に発生しました新潟県中越大地震は、中越地方を中心に大きな被害をもたらしましたが、市民の皆様におかれましては、それぞれの立場で義援金、ボランティア活動への従事等々ご支援いただいたことに心から感謝申し上げます。

被災者も年末までには仮設住宅に入れる見込みがついたようですし、上越新幹線も当初の見込みより早い12月28日には復旧できるメドがついたと報道されています。

この震災により被災地はもとより県内各地でも大きな打撃を受けております。佐渡市でも10月からの本格的な秋の観光シーズンを迎えるはずでありましたが、地震発生以降、関越道や上越新幹線の不通、また、新潟県全体のイメージ悪化、風評などもあわせて、これまでに宿泊等のキャンセルが約3万人にも及び、今後も観光関連をはじめ地域経済への影響は必至の状況です。

つきましては、何とぞ事情ご賢察のうえ、忘新年会をはじめ、これから計画される会合などは自粛されることなく、できるだけ市内でお聞きいただくなど地元消費の拡大にご理解とご協力を賜りますようお願いを申し上げます。

本年は自然災害の多い年でありましたが、来年は皆様にとりまして良い年になりますようお祈り申し上げます。

観光商工課長

ストップ! 地球温暖化



▲エコマーク

◎一人ひとりの 地球温暖化対策 環境にやさしい買い物を!

地球環境を守るには、私たち一人ひとりが身近なところから始めることが大切です。

最初の一步ということで、次のことに取り組みましょう。

●買い物に行くときは、買い物袋(マイバッグ)を持参しましょう。

●商品は、包装が簡易なものや再生品等の環境負荷の低減に資するものを購入しましょう。(エコマーク商品等)

■問い合わせ先/環境保健課

自動販売機(清涼飲料・たばこ等)への 所在地表示ステッカーの貼付について

佐渡市消防本部



平成17年1月から
自動販売機への所在地
表示ステッカーの貼付
作業が開始されます。

緊急時等で所在地
不明の際、119番通
信時にご活用くだ
さい。

【所在地表示ステッカー】

この住所は
市 区
丁目 番 号

H50XW140

建設業及び建設コンサルタント業の皆さんへ (申請期間にご注意を!)

平成17・18年度佐渡市建設工事等入札参加資格審査の
定期申請を受け付けています

平成17・18年度の佐渡市建設工事及び建設コンサルタント等業務入札参加資格審査の定期申請を下記より受け付けていますので、当該資格の決定を受けようとする人は、申請期間内に関係書類を提出されるようご留意ください。

なお、この申請に係る用紙様式及び手続き等に関する要領を佐渡市ホームページに掲載したほか、市役所財政課工事管理室及び各支所庶務課にも備えてありますので、参考としてください。

記

1. 申請期間

平成16年11月1日(月)から平成17年1月31日(月)まで

(県外建設業者及び建設コンサルタント等業務に係るものについては、平成16年12月1日(木)からの受付開始となります。)

(同期間中の土曜日及び日曜日、祝日並びに年末年始〔12月29日から1月3日まで〕を除きます。)
※郵送による提出の場合は、上記申請期間内に受付場所に到着したものに限り有効です。

2. 受付時間

午前8時30分から午後5時15分まで

3. 受付場所

佐渡市役所 財政課 工事管理室
〒952-1292 新潟県佐渡市千代232番地 ☎0259-63-3114
※支所では内容審査はいたしません。支所庶務課に申請書類を提出することはできません。

① チェック 登録をする際には…

印鑑登録ができる方は、佐渡市に住民登録、あるいは外国人登録されている15歳以上の方です。ただし、成年被後見人は登録できません。

印鑑登録は本人の申請が原則です。本人が、登録する印鑑と本人であることを証明するもの(顔写真入りの免許証やパスポートなど)を持参してください。

※免許証等をお持ちでない方は、佐渡市に印鑑登録している方から保証人になっていただければ、すぐに登録ができます。なお、新規登録には、200円の手数料がかかります。

② チェック 代理人による申請の場合は…

代理人による申請の場合には、すぐに登録ができません。

代理人に申請書等をお渡ししますので、本人が直筆で記入し、代理人から窓口へ申請していただく本人あてに照会書を郵送します。

本人が署名した回答書、登録する印鑑及び代理人の認印をお持ちいただくと登録できます。

③ チェック 印鑑登録できない印鑑は…

- ・定められた寸法(直径0.8cm~2.5cm)以外のもの
- ・変形しやすいプラスチック、ねりもの、ゴム印等
- ・ふちのないもの
- ・既製品や市販品などで、同じ印影が重産されているもの(三文判)
- ・文字や枠に欠損があり、印影が不鮮明なもの
- ・住民票に登録されている姓名でないもの
- ・極端に字体をデザイン化し、判読できないもの
- ・印面に姓名以外の模様が入っているもの
- ・ほかの家族の方がすでに登録してある印鑑

④ チェック 証明書の交付には登録証が必要

印鑑登録証明書を請求する場合には、必ず印鑑登録証をお持ちください。登録証の提示がないと、たとえ本人であっても証明書をお出しすることができません。

また、登録証をなくされた場合は、証明書をお出しすることができなくなりますので窓口で廃止の手続きをし、再登録してください。なお、再登録には、200円の手数料がかかります。

※登録(吉井連絡所では登録できません)及び証明書の交付は本庁、各支所、出張所で行っています。

なお、旧市町村の登録証をお持ちの方は印鑑登録証明書の交付申請時に佐渡市の印鑑登録証に引き替えます。

	申告相談	税務署
申告用紙の配布	●	●
作成済み申告書の受付	●	●
所得税の申告相談	●	●
個人事業者の消費税の申告相談	●	●
贈与税の申告相談	●	●
納税と納付の相談	●	●
納税証明書の発行	●	●
電話による照会と相談	●	●

■問い合わせ先
個人課税部門 ☎ 74-3276
相川税務署

■開設期間
2月16日(水)~3月15日(火)

※土日は開設しません。

※関東信越税理士会佐渡支部による無料相談会場も併設しています。

※混雑の状況により、受付時間内でも受付を終了する場合がありますので、ご了承ください。

なお、不明な点がありましたらご相談ください。

相川税務署からのお知らせ

確定申告の申告相談会場が市役所佐和田支所になります

平成16年分の所得税、消費税および贈与税の確定申告から、申告相談会場が「佐和田支所2階」になります。

税務署では用紙の配布、作成済みの申告書の受付、納税および電話相談業務を行います。

相川税務署からののお知らせ

確定申告の申告相談会場が市役所佐和田支所になります

●市民課からののお知らせ

印鑑登録証の更新

印鑑登録は、不動産の登記や自動車の登録など重要な取引をする際に使用されることから、実印の登録に関して一定の制限が加えられています。

問い合わせ先
本庁 戸籍市民係
各支所 市民係
または各出張所